○九州地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宇佐市大字和気字花殿一〇二八番一から同市大字和気字花殿一〇三〇番二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月十日

○北海道開発局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
芦別市北七条西四丁目一番一地内	前	二一・九〇～二四・九〇メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	二一・九〇～三〇・九〇メートル	〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡初山別村字豊岬二八一番七から同村字豊岬三六番二まで	前	五六・〇〇～六〇・三七メートル	〇・〇二一一キロメートル
	後	五六・〇〇～六〇・三七メートル	〇・〇二一一キロメートル
北海道苫前郡初山別村字初山別二九七番三地内	前	三九・八四～五〇・一六メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	四五・五七～五〇・一六メートル	〇・〇八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡幕別町忠類白銀町三八五番一地内	前	二四・五〇メートル	〇・〇二一キロメートル
	後	二九・〇〇メートル	〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部
四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡中富良野町一六五番二から富良野市一三一七番まで	前	A 一一・〇九～五二・三五メートル	六・五三〇キロメートル
	後	B・C 一二・六四～一三〇・四〇メートル	三・四九三キロメートル
		A 一一・〇九～五二・三五メートル	六・五三〇キロメートル
		B・C・D 一二・六四～一三三・一〇メートル	五・四六八キロメートル

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町錦町四八番地先から同町川西五三番地先まで	前	一三・七五メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	二二・八二メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部
六(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡興部町字宇津一二九番一地先から同町字宇津一四〇番一まで	前	二八・六六～三二・三七メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	八・五二～三五・三〇メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	芦別市北七条西四丁目一番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十六号	北海道中川郡幕別町忠類白銀町三八五番一地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百三十七号	北海道沙流郡平取町字幌毛志四番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道沙流郡平取町字幌毛志四番一地内	〃
〃	北海道沙流郡平取町字荷負八〇番六地内	〃
二百三十九号	北海道紋別郡興部町字宇津一二九番一地先から同町字宇津一四〇番一地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十四号	北海道勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署二六四林班イ小班地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署二六一林班イ小班から同村字ニニウ国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署二六一林班ヘ小班まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年十一月十日